

平成29年度第3回埼玉縣市町村国保広域化等推進会議 概要

1 日 時 平成29年11月21日（火）午後2時00分～午後4時30分

2 場 所 埼玉会館 ラウンジ（2階）

3 出席者 市町村：63市町村国保主管課長、国保連事務局長、埼玉県

4 あいさつ

5 議事

（1）埼玉県国民健康保険運営方針について

＜埼玉県＞

- ・ 資料1「埼玉県国民健康保険運営方針について」に基づき、国保運営方針（案）の策定について報告。

【質疑・意見交換】

＜市町村＞

資料1「埼玉県国民健康保険運営方針について」の市町村意見に対する対応の部分の、赤字解消計画について、原則の6年以内での解消ができない場合は、市町村の実態を踏まえた目標を設定するとあるが、具体的に何年間許容されるのか。

＜埼玉県＞

国保運営方針には「6年間で解消することが困難と認められる場合には、市町村の実態を踏まえた設定とする」こととしている。赤字解消計画に「6年以内で解消できない理由」を付記していただき、県と協議を行った上で、県が認めた年数となる。

（2）ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループの進捗状況について

＜埼玉県＞

- ・ 資料2「財政運営WGの進捗状況について」に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 今後の財政運営ワーキンググループの開催予定は、1月と3月を予定している。議題は、国保事業費納付金等の本算定の結果、激変緩和の一定割合、赤字解消計画について等を考えている。

② 事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について

＜埼玉県＞

- ・ 資料2-2「事務処理標準化WGの進捗状況について」に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 事務処理マニュアルの作成に関し、現在、たたき台となるマニュアル案について、ワーキンググループ内で確認作業を進めているところだが、確認後、市町村への意見照会を予

定している。

③ 保健事業ワーキンググループの進捗状況について

<埼玉県>

- ・ 資料2-3「保健事業WGの進捗状況について」に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 今年度のワーキンググループでは、特定健診受診率の向上に関する取組事例集を作成することとした。今後、掲載内容、掲載する団体を決定し、作成依頼をさせていただくので、御協力をお願いしたい。

(3) 国保事業費納付金について

<埼玉県>

- ・ 資料3「国保事業費納付金について」及び資料3-2「キャッシュフローのイメージ」に基づき、国保事業費納付金の納付時期・規模、国保特別会計の支払の影響による歳計現金について説明。
- ・ 納付規模については、4月は15%、7月～9月が各10%、10月～2月は各11%の計9回とし、納付期限は、各月10日とする。なお、平成30年度の4月は、4月13日（金）を期限とする予定と考えている。
- ・ 前回会議からの繰り返しの説明になるが、埼玉県では、国保連合会から医療機関に対し、3月診療分に係る4月請求額の請求額払いを行っており、4月中の診療報酬支払分に係る保険給付費等交付金の交付に対応するための資金が国保特別会計において必要となる。
市町村が納付金の15%を納付することと県繰入金の30%程度により平成30年度4月の交付金の支払いに対応することとなる。
- ・ 2月末から4月にかけて、国の公費の収入の一部が3月末ないし4月に収入することになると予想されることから、国保特別会計においては年度末から翌年度当初にかけて残高がマイナスになることが見込まれる。

第3回試算に基づくキャッシュフローを参考に、県会計管理課において、県全体の歳計現金の試算を行ったところ、平成30年度以降の年度末から翌年度当初にかけて、県の歳計現金においても、不足が見込まれた。

国保事業の影響によって、歳計現金が不足した場合は、県において基金の繰替使用や一時借入により対応することとなり、借入利息が生じる見込みとなる。この借入利息は、後年度の国保事業費納付金の必要総額に加算することとなる。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 歳計現金の不足による利息が納付金に加算されることについて、県はやむを得ないと考えたと思うが、これまで市町村も対応してきた。納付金に加算する前に何か対応ができないか。例えば、県で保有している基金の運用益の一部活用などを検討していただきたい。本市としては、そういった考えであることをお含みおきいただきたい。この場で結論がでないことは承知している。特に回答は不要である。

(4) 保険者努力支援制度（県分）及び県繰入金（2号）について

<埼玉県>

- ・ 保険者努力支援制度の市町村分については、平成28年度から前倒し分が国の特別調整交付金により実施されているところだが、平成30年度からは新たに都道府県分もスタートする。

都道府県分については、国保運営方針において、「県が定めた指標により、市町村の努力に応じて重点配分し、インセンティブを付与する」としている。

平成30年度の交付見込額については、県に納めていただく納付金から差し引くこととなり、既にお示ししている。なお、全市町村の合計額は33億4,673万4,000円であった。

- ・ 資料4「保険者努力支援制度（県分）について」に基づき、県が定めた指標について説明。
- ・ 体制構築加点は被保険者の数に応じて5段階に区分している。規模が小さい町村ほど点数を高くしているが、その理由は、県内市町村で交付額にかなりの開きがあるためである。どの事業であっても、人件費等の固定費、初期導入費用については保険者の規模にかかわらず必要となる。また、規模の大きい市はスケールメリットを生かしての事業展開も可能となる。
- ・ 資料4-2「平成30年度保険者努力支援制度（県分）の取扱いについて」は、説明した内容をまとめた通知であり、後日送付する。

- ・ 保険者努力支援制度の県分の一部、99万5000円については、県全体の保健事業に活用させていただく。これは、都道府県分の指標として、「都道府県がKDBを活用して、県内医療費の分析を行い、市町村に提供していること」が新たに追加されるためである。

平成30年度はKDBシステムのデータ等を活用したデータ分析検討会を5回程度、データ活用研修会を10回程度、県保健所で開催することを予定している。

県の関係機関や国保連と連携しながら、市町村の皆様分析結果をわかりやすくお示しし、PDCAサイクルに沿った保健事業を展開していただけるように支援してまいりたい。

- ・ 資料4-3「県繰入金（2号）について」に基づき、県繰入金（2号）による財政支援について説明。

- ・ 県繰入金（2号）については、国保運営方針において、市町村の医療費適正化の取組や保険料の収納率向上に向けた取組などに対する財政支援に活用することと定めている。

財政支援の方法は、①事業に要する経費についての支援と②事業の実施について評価すべき点がある市町村についての支援の2つとしたい。

このうち、①経費に対する支援については、平成30年度の事業実績に応じて交付する予定。交付基準は、本年度の県特別調整交付金と同様なものを予定している。なお、本年度の交付要綱は資料4-4「平成29年度埼玉県国民健康保険財政調整交付金交付要綱」のとおり。

(5) 国保事業費納付金及び標準保険税率の秋の試算の結果について

<埼玉県>

- ・ 資料5「参考資料」、資料5-2「秋の試算の概要について」、資料5-3「平成30年度納付金の仮係数に基づく秋の試算について」、資料5-4「激変緩和措置について」

及び資料5-5「一人当たり保険税必要額の秋の試算について」に基づき、保険税率の激変緩和措置及び納付金等の秋の試算の結果について説明。

- ・ 今回の試算では、追加公費1,700億円のうち、約1,500億円が反映されている。埼玉県への影響額は、普通調整交付金は明確な金額は不明であるが、他の判明している額は、暫定措置分が約15億円、子どもの特別調整交付金が約9億円、保険者努力支援制度（県分）が約33億円、保険者努力支援制度（市町村分）が約31億円、特別高額医療費共同事業が約4億円、その他経営努力分の経過措置が約2億円となり、合計約94億円となる。
- ・ 今回の試算の激変緩和の一定割合は、自然増分として県平均伸び率で設定しているが、県平均伸び率がマイナスのものについては0とし、医療分は0、後期高齢者支援金等分は0.078、介護納付金分は0.042、合算分は0とした。

なお、今回の試算で、激変緩和措置前の一人当たり納付金額の伸び率が100%を超えているが、資料5-4の「秋の試算 激変緩和措置について（特殊ケース）合算額が超えても対象とならない場合」の記載の理由で、激変緩和の対象とならない市町村があった。

- ・ 一人当たり保険税必要額について、県平均は、対28年度比で95.42%となった。下がった要因としては、本県一人当たり約5,300円の追加公費が効いていると考えられる。

また、市町村ごとの増減率の大小は、それぞれ要因は異なるが、概ね、医療費水準、所得水準による影響や、県で平準化することによる前期高齢者交付金や国調整交付金などの公費の入り方、保健事業などの予算計上の仕方によるものなどが考えられる。

- ・ 今後、12月末に国から確定係数が示され本算定となるが、今回の試算からどの程度数値が動くかについて、厚労省の担当者に確認したところ、前期高齢者や後期高齢者の被保険者数の過大過少申請など、保険者からの数値の修正により数値に変動があるが、そのブレの規模は読めないとのこと。今後、数値が変わり得ることを留意されたい。

【質疑・意見交換】

<市町村>

今回の試算の結果で、本市は、激変緩和措置前の一人当たり納付金額の合計が100%を超えてはいるが激変緩和の対象とはなっていないのは、説明にあった資料5-4のケースのためか。この場合の配慮はあるか。

<埼玉県>

お見込のとおり、個別の保険税において、一定割合を超えておらず、激変緩和の対象とはならないためである。一定割合による激変緩和措置については、国の示す激変緩和のルールどおりとする考え。

(6) 市町村事務処理標準システムの導入意向調査の結果について

<埼玉県>

- ・ 資料6「平成29年度市町村事務処理標準システム導入意向調査（結果概要）」に基づき、厚労省の依頼に基づき各市町村から9月に回答していただいた、市町村事務処理標準システム導入意向調査の結果について説明。
- ・ 市町村事務処理標準システムについては、平成30年4月の運用開始に向けて、現在準

備が進んでいるところ。本県では平成30年度から導入する市町村はないが、全国では、およそ250の団体が導入する予定。

- ・ 厚労省では、自庁システムの更改・リプレースのタイミングで乗り換えていただき、全ての市町村で活用いただくよう検討をお願いしている。

また、国が主導でシステム改修を行うことから、制度改正の度に生じる自庁システムの改修に係る業務が大幅に軽減されるとともに、クラウドの活用により、トータルコストの削減も期待できると考えられる。

- ・ 県としては、厚労省が都道府県に対し、市町村事務処理標準システムの導入及びクラウド化の推進主体としての役割を求めていることから、導入団体での移行準備やシステムの共同利用化を念頭にした導入を予定する市町村間の連絡調整の場を設ける等の支援体制を整えていきたいと考えている。
- ・ 導入に関して国の財政支援は、平成35年度までの期間において導入のために生じる自庁システムの改修に要する費用等については、国の特別調整交付金により最大10/10の財政支援、さらに、標準システムのサーバ等機器をクラウド化し、共同利用する場合には、その機器の構成方法により、機器等の初期費用に対しても、国の特別調整交付金により最大1/2の財政支援を30年度以降も引き続き予定しているとのこと。

また、標準システムの導入及びシステムの共同利用については、平成30年度の保険者努力支援制度の評価項目とされたところ。

- ・ 市町村の皆様においては、趣旨を御理解の上、近隣や同規模の市町村の状況についても参考にしつつ、引き続き、標準システム導入に関して検討していただき、具体的な意向がある場合や疑問点・不明点がある場合は、時期を問わず御連絡をお願いしたい。

(7) 今後のスケジュールについて

① 平成30年度からの事務の準備状況の確認について

<埼玉県>

- ・ 資料7「平成30年度からの事務の準備状況の確認について」に基づき、平成30年度からの国保制度改革に係る新しい事務や制度改正に係る事務の変更に伴うシステム改修等の必要な対応について説明。

- ・ 資料に記載はないが、保険給付費等交付金について、平成30年度以降、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の普通交付金分のうち、現物給付分は県から国保連合会への直接支払いになり、現金給付分については市町村への交付となる。

現金給付分である「療養費」「高額療養費」等については、4月交付決定分から3月交付決定分を年度の支払い対象としている。

年度の最初の支払は4月交付決定分となるが、現状、市町村ごとに交付決定日とその支払日はまちまちである。

そのため、保険給付費等交付金の現金給付分について、県から市町村へ交付される前に、市町村において支払いが生じる場合は、一時的に立替が生じることとなる。

なお、保険給付費等交付金の手続きや日程などの検討はこれからとなる。

② 赤字解消計画について

<埼玉県>

- ・ 赤字解消計画については、10月に厚労省から通知があり、様式案が示され、市町村の皆様にご意見をいただいたところ。

正式通知の時期について、厚労省に確認したところ、12月中旬ごろ発出予定とのこと。それを受けて県から市町村に作成を依頼する。

赤字解消計画の厚労省への提出時期は、案では1月31日とあったが、正式通知では3月末となるとのこと。県への提出時期は後日通知する。

【質疑・意見交換】

<市町村>

資料1の質疑に対して説明があったが、赤字解消計画が6年を超える場合については、市町村の実態を踏まえて県が認めた場合とのことであったが、県に計画書を提出する際、事前に県と協議を行うという理解でよいか。本市では、既に、市長からの諮問があり、また、1月末から2月中旬に市の運営協議会が開催予定であり、既に進めている状況である。そのため、スケジュールの目安を教えてください。

<埼玉県>

これから整理をして御連絡させていただく。